

生活保護 介護扶助の手引き

令和5年8月からの変更点等

令和5年7月期 居宅介護支援部会定例会資料

足立福祉事務所の取り組み

- ▶ 1. 福祉事務所職員研修の強化
 - ▶ 介護保険制度の基本的な知識の定着化
- ▶ 2. 介護扶助適正化専門員業務の見直し
 - ▶ 介護事業者との関与について見直し
 - ▶ 支援調整への関与、CWへの支援強化
- ▶ 3. 福祉事務所内の介護業務フローの見直し
 - ▶ CWの扱う介護案件のうち、専門員の支援関与のレベルのルール化
- ▶ 4. 介護事業者等との連携力強化

1. 生活保護制度における介護費用の取扱いについて

- ▶ ●介護扶助の申請から決定までの流れ
- ▶ ①CMによる要介護認定結果に基づくケアプランの作成
- ▶ ②ケアプランの写し等、必要書類を福祉事務所に提出
- ▶ ③福祉事務所で介護扶助支給の決定
- ▶ ④各サービス提供事業所へ公費負担番号及び受給者番号が記載された介護券の送付
- ▶ *ケアプランの作成に係る費用については、全額が介護保険からの給付になるので介護券の送付はありません。
- ▶ *10割介護受給者(H番号)の場合は居宅へ介護券の送付。

2. 第1号及び2号被保険者の取扱いについて

- ▶ 1. ケアプランの写しの提出について
- ▶ 介護サービス利用開始時(新規)・(変更)・要介護認定更新時等により新たにケアプラン等を作成した場合、担当CWまで写しを提出してください。
- ▶
- ▶ ①居宅サービス計画書(第1表、第2表)
- ▶ ②週間サービス計画書(第3表)
- ▶ ③サービス担当者会議の要点(第4表)
- ▶ ④サービス利用票・別表(第6表、第7表)
- ▶

2. 第1号及び2号被保険者の取扱いについて

- ▶ 2. 一部サービスの実績確認について
- ▶ ●短期入所サービスは、心身の状況や家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある場合に利用するものです。
- ▶ ●短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合は、担当CWへ利用実績の提出をお願い致します。利用があれば毎月、提出が必要です。

①実績入力済みの利用票・別表(第6表、第7表)

②翌月予定の利用票・別表(第6表、第7表)

2. 第1号及び2号被保険者の取扱いについて

- ▶ 3. 福祉用具及び住宅改修について
 - ▶ ●福祉用具及び住宅改修の利用については、要介護者等の日常生活の自立を助けるために必要な最小限度の額とされています。
- ▶ 4. 介護保険外での自費ベッドや自費車いすの取扱いについて
 - ▶ ●要介護2未満の方で軽度者申請にあたらぬ方が、介護保険外で利用するベッドや車いすのレンタルについては、本人の自立支援につながる場合のみ本人とよく相談のうえでの利用をお願いいたします。
 - ▶ ●通常の利用額であれば福祉事務所への相談は必要ありません。ただし、ケアプランへの記載をお願いいたします。
 - ▶ ●状態変化等により介護保険制度でのレンタルが利用できるようになった場合は介護保険制度でのレンタルに移行をお願いいたします。
- ▶

2. 第1号及び2号被保険者の取扱いについて

- ▶ 5. 区分変更時の取扱いについて
 - ▶ ●区分変更申請を行い、認定結果が出た場合、速やかに担当CWにケアプランの写しの提出をお願いします。
 - ▶ ●本人の不利益にならぬように変更の結果が出るまでのサービス量については、変更前の要介護に応じたもので調整をお願いします。
 - ▶ ●がん末期など緊急やむを得ずサービス量を増やさなければならない場合には事前に担当CWまでご相談をお願いします。

2. 第1号及び2号被保険者の取扱いについて

- ▶ 6. 要介護認定の新規申請時における暫定プランについて
- ▶ ●要介護・要支援認定の新規申請時における、暫定プランによる介護扶助の利用は、原則認められません。
- ▶ ●下記の場合は「やむを得ない理由」として介護扶助が認められることがあります。暫定プランでのサービス利用を検討する際は、事前に担当CWにご相談ください。
- ▶ ①同居人が介護していて申請していなかったが、同居人が病気等で介護ができず、急遽介護サービスが必要となった場合。
- ▶ ②認定の決定が1か月を著しく超えても出ず、本人の身体状況が悪化すると思われる場合
- ▶ ③その他必要があると福祉事務所が認めた場合

3. 10割介護受給者の取扱いについて

- ▶ 1. 10割受給者とは
 - ▶ ①生保受給者
 - ▶ ②40歳～64歳
 - ▶ ③16の特定疾病に該当
 - ▶ ④健康保険への加入なし

3. 10割介護受給者の取扱いについて

- ▶ 2. ケアプラン作成にあたっての基本的な考え方と注意点
- ▶ ● 「10割介護受給者」については、介護保険被保険者の場合と異なり
- ▶ 介護サービスにおける他法他施策(特に障がい福祉サービス)の活用が必要となります。
- ▶ ア 介護サービスの給付については、全額(10割)を生活保護の介護扶助から給付します。
- ▶ イ このため、生活保護法において他法他施策で同様のケアを行えるサービスがある場合、その活用による給付が原則と定められています。
- ▶ (生活保護法第4条)
- ▶ ウ ケアプラン作成の際は、介護保険法と同様な内容で利用できる他法の介護サービスがある場合、それらを優先的に活用してください。

3. 10割介護受給者の取扱いについて

- ▶ 3. 支給限度額について
- ▶ ●障がい福祉サービスと介護サービスを併用する場合は、介護保険制度で定める区分支給限度額から障がい福祉サービスの利用分を差し引いた額の範囲が上限額となります。
- ▶ (生活保護法による介護扶助の運営要領について
- ▶ 第5の2の(2)の工 「居宅介護等の支給限度額についての留意点」より 厚生省社会・援護局)
- ▶

4. 福祉用具購入・住宅改修について

- ▶ ●福祉用具購入・住宅改修の流れ
- ▶ 8月より添付のFAX送付状を参照していただき、必要書類一式を
- ▶ 足立福祉事務所生活保護指導課適正化推進係 有坂宛に送信ください
- ▶ 書類等受理次第、速やかに審査します。

- ▶ ●介護扶助適正化専門員より電話確認や訪問等により受給者本人の
- ▶ 身体状況等を確認させていただくことがあります。

5. その他

- ▶ ●施設入所(有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等)について
- ▶ ア 生活保護法により、施設への入所が必要となった場合は、まず介護保険法
- ▶ に規定されている施設(介護老人保健施設等)から優先的に検討します。
- ▶ イ 検討したうえで、やむを得ない事情(重篤な医療的ケアが必要な場合や
- ▶ 介護老人保健施設等が満床で入所できない場合等)がある場合には、介護
- ▶ 保険外の施設(有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等)を検討する
- ▶ こととなります。